

令和元年度 第2回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年 1月21日(火) 北海道支社3階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文 (北海道大学大学院工学研究院教授) 田村 亨 (北海商科大学教授) 富岡 公治 (弁護士) 舟橋 健市 (公認会計士・税理士) 吉見 宏 (北海道大学大学院経済学研究院教授) 山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授) ※欠席	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	
抽出案件	総件数 6件	備 考
○工事	4件	
・一般競争	1件	・後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ橋工事
・条件付一般競争	1件	・札幌自動車道 朝里川橋下部工補修工事
・拡大型指名競争	1件	・札幌自動車道 札幌管内標識補修工事
・随意契約	1件	・札幌道路管制センター 交通管制中央局設備改造工事
○調査等	1件	・道東自動車道 広内トンネル詳細設計
○物品・役務	1件	・北海道支社管内 湿塩散布車購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【令和元年度第1回入札監視委員会審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札監視統一事務局の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <p>「工事等業務の発注状況」</p> <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <p>「一次苦情及び一次説明処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>「後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ橋工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の入札において、これだけの価格差が出たのは何故か。一方は2社JV、もう一方は3社JVであり、2社JVの方が下部工と上部工を一体で施工できる分、コストメリットが得られると思われるが、その辺りは関連しないのか。 ・一般競争入札に関して、最近、海外企業の参加はあるのか。 <p>「札幌自動車道 朝里川橋下部工補修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先程、競争参加資格停止等の運用状況について報告があったが、それと関連して、本工事の入札で辞退した者は資格停止を受け辞退したものなのか、それとも資格停止とは関係なく辞退したものなのか。 ・入札手続中に競争参加者が資格停止を受けた場合の取扱いはどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各社の見積りに関しては当社では分からないところであるが、JVの構成員数の違いが直接入札価格に影響を与えるものではないと考えています。 ・少なくともここ数年では海外企業の参加はありません。 ・当該辞退者が資格停止措置を受けたのは本工事の入札手続きが終了した後となりますので、入札を辞退したことは関係ありません。 ・審査基準日から入札・開札を経て落札者決定までの期間において資格停止措置を受けた場合は、競争参加資格がないということになります。

「札幌自動車道 札幌管内標識補修工事」

・本入札方式では指名業者以外の者も入札へ参加できるということは理解した上での意見である。今回、98社に絞り込み指名した上で1社しか入札への参加がなく、実質として随意契約に近い形になっている。できるだけ入札者を拡大させるのが本来の入札の意義と考えれば、98社に絞った上で1社しか参加者がいなかったのであれば、その時点でそれ以外の者にも範囲を広げて指名するというのも行うべきではないか。

・入札不調となることが想定されることもあって、当初から拡大型指名競争入札を採用していると思われるが、これは工事内容が特殊なものであったからなのか、それともオリンピック等に関連した業者の不足によるものなのか。

「札幌道路管制センター交通管制中央局設備改造工事」

・意見であるが、基本契約に基づく随意契約に関しては、他の随意契約とは性質が異なり審議する要素がないと思われることから対象から外すべきではないか。また、仮に審議するとすれば入札前価格交渉の経過や在り方が適切であったかという点であるが、それに関しても入札監視という観点で見るとは少し違うものと思われる。

「道東自動車道 広内トンネル詳細設計」

・参加要件としてトンネル延長 900m以上のトンネル詳細設計とあり、本件調査の数量と同じ規模となっているが設定の考え方を伺いたい。

「北海道支社管内 湿塩散布車購入」

・入札前価格交渉を行うにあたり、他の競争参加者の状況は分からないということでよいか。

・北海道支社のみならず全社的なルールとして行っているものであるが、非指名業者については北海道に全く縁がないような業者でもあり、効率性という面を含めれば現状の形でよいのではないかと考えていますが、意見については社内で共有します。

・標識工事に関しては元々不調が想定される工種であるため当初から拡大型指名競争入札を採用することができますが、今回の工事は標識の補修工事であり、標識工事の中でも特に参加者が少なく不調が想定されることから、当初から拡大型指名競争入札を採用したものです。

・随意契約については、随意契約にした理由やその手続きを中心に審議していただきますが、基本契約に基づく随意契約の審議に関する意見については、社内で共有します。

・当社で基準を定めており、工事については半分程度、今回のようなトンネル設計については同程度の実績を求めることとしています。

・何社が参加しているかなども含め、すべて分からない中で交渉をしています。

【審議結果の報告】

・入札方式別に抽出した6件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されていると考えられます。また、2つの案件について、委員から意見がありました。